

林地開発申請書作成についての留意点

1 はじめに

林地開発許可申請書の審査について、添付書類や記載方法の不備があることから、数回にわたり補正が必要になり、審査が長期化することがあります。

審査事務の迅速化を図るために、よくある補正内容についてまとめましたので、申請書作成の参考にして下さい。

2 太陽光発電施設設置を目的とする場合の注意点

① 住民説明会の実施等について

・ 林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施してください。

② 景観への配慮について

・ 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮してください。

3 標準処理期間について

・ 林地開発許可申請書の審査手続きは、事務所・支所での一次審査、本庁での二次審査を行い、審査の終了後に関係市町への意見照会・回答、森林審議会への諮問・答申等を経て、最終的な許可の可否を判断を行っており、これらの処理に必要な標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）は80日になっています。

また、標準処理期間には、補正の期間を含んでいませんので、実際の許可までの日数は標準処理期間にさらに補正日数を加えた日数が必要になります。こうしたことから、上記に御留意の上、申請および補正の対応をお願いします。

4 申請書作成の留意点

① 申請書全般

・ 滋賀県土地利用に関する指導要綱に係る開発事業計画等届出書に対する意見書で、開発予定区域における地域森林計画対象森林の確認を求めています。 「開発行為をしようとする土地の一覧表」において里道・水路・農地・ため池等である場合があります。森林政策課においては該当地が森林区域に含まれるのかを含めて確認をお願いします。

- ・ヒモ綴じファイルは使用しないようにお願いします。
- ・手引き中の「申請書の綴り方順序」を参考に編纂し、項目ごとにインデックスをつけて下さい。
- ・計算は定められた少数点で四捨五入してから合計して下さい。

② 申請書鑑

太陽光発電の場合、開発目的は「太陽光発電所建設のための造成工事」と記載してください。

③ 事業区域が他所有地と隣接する場合は、隣接者境界確認書を添付して下さい。

④ 地元自治会への事業説明状況書を添付して下さい。(任意様式)

⑤ 事業計画書

- ・「10 転用後の用途別面積」縦の列の”森林”は地域森林計画内の面積とし、地域森林計画外は”その他”の列に記載してください。森林の合計面積は(B)の面積と一致し、その他の合計面積は(C)の面積と一致します。
- ・用途欄は土地利用計画図で区分している項目と一致させ、求積図と整合を取るようして下さい。

10 転用後の用途別面積	用地の状況用途	森 林	保 安 林	その他		計
	残置森林	ha	ha	ha	ha	ha
造成森林						
緑地						
パネル設置区域						
調整池						
水路						
計						

<用途欄項目例>

残置森林、造成森林、緑地、パネル設置区域、調整池、水路、管理用道路等

- ・太陽光発電の場合、「15 その他参考になるべき事項」欄に発電出力を明記して下さい。

⑥ 工程表

伐採行為を含む全ての開発行為に先行して、防災施設工事（調整池、沈砂池）が施工される計画として下さい。

多目的調整池等で最初に設置できない場合は、仮設調整池の検討をお願いします。

⑦ 森林率の考え方について

太陽光発電の場合、森林率は25%以上必要ですが、手引きに記載してあり、残置森林を原則としています。安易に造成森林で森林率を満たすような計画は認めていませんので、注意願います。また、残置森林の配置について、景観上の配慮から施設の周辺に残置森林等を配置することとしていますので、残置森林のレイアウトについては、事前に各出先事務所に相談願います。

⑧ 洪水調整池の設置について

申請時まで、土木部流域河川局広域河川政策室と雨水排水計画に関する協議を了しておいて下さい。

⑨ 土砂貯留施設の考え方について

土砂貯留施設はコンクリートや土堰堤等の堅固な構造としてください。木柵、編柵等の構造は認めていません。(転石等を一時的に止める目的での木柵、編柵は可能です。)また、土地の改変を行う区域の流出土砂はすべて補足する計画としてください。(外周部の法尻にも水路を設置し、沈砂柵等で土砂を捕捉する計画としてください。)

⑩ 土砂流出計算書

- ・開発中、開発後を作成して下さい。開発が長期にわたる場合は、仮設段階、開発中、開発後の3種類を作成して下さい。
- ・開発中の計算は、造成や水路設置が完了し、緑化がまだの状況で計算をお願いします。
- ・開発期間中の月数をかけて土砂量を算出して下さい。(土砂採取の場合は1年間)
- ・沈砂池を複数設ける場合は、ブロック割り図の縮小版を添付して下さい。
- ・太陽光で多目的調整池タイプの場合、沈砂部はオリフィス付近に設け、管理用通路を通り浚渫できるような計画として下さい。(パネル設置部に広く浅く堆砂するような計画にしないで下さい。)

⑪ 水理計算書

- ・開発中、開発後を作成して下さい。開発が長期にわたる場合は、仮設段階、開発中、開発後の3種類を作成して下さい。
- ・開発中の計算は、造成や水路設置が完了し、緑化がまだの状況で計算をお願いします。
- ・採用している流出係数の区分を明記して下さい。(例：山岳地の林地の平均0.65を採用等)
- ・U字溝の粗度係数は0.015、素掘り側溝の粗度係数は0.035を採用してください。
- ・手引以外の粗度係数を採用する場合は、根拠資料を添付して下さい。
- ・水路をブロック割りしているときは、ブロック割り図の縮小版を添付して下さい。
- ・水路の構造について、仮設段階の素掘り側溝は可能ですが、最終的に残す水路

はコンクリート構造物同等の堅固な構造として下さい。

⑫ 調整池の計算

基本的に「雨水排水計画基準（案）」により設計しますが、雨量強度、流出土砂量について、林地開発基準を満たすように計算願います。

また、堅固で漏水のない構造として下さい。

⑬ 調整池の構造

太陽光発電で多目的調整池にパネルを設置する場合、土堰堤の構造および基礎地盤に係る調査は「防災調節池技術基準（案）」、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」によることとし、根拠資料を添付して下さい。

⑭ 仮設調整池の検討について

多目的調整池にパネルを設置する場合、造成中に調整池の機能が担保されないことになるため、造成中の仮設調整池の検討を行ってください。

⑮ パネル設置面の緑化について

完了確認時に緑化状況を確認します。十分な緑化ができていない場合は手直しが必要となりますので、確実な緑化をお願いします。

⑯ 法面保護工の選定について

林道必携 P101、102 のフロー図を参考に工種を選定してください。申請書にはフロー図に選定経過を記入し、添付して下さい。

※林野庁＞技術基準＞林道技術基準の参考（第1章～第6章）

⑰ 残高証明書

コピーを添付する場合は、出先事務所で原本証明を受けて下さい。銀行以外から融資を受ける場合は、融資者の残高証明等を添付して下さい。

⑱ 図面

・ A3 で内容が判別できる場合は、A3 折り込みにして下さい。（A3 で判別できない場合は A1 の提出を指示します。）

・ 土地利用計画図について、所有界と地域森林計画区域、開発にかかる区域が判別できる図面を作成願います。

・ 横断図には切土、盛土勾配を明記して下さい。

⑲ その他資料

自然環境保全条例による自然環境調査報告書中にあるフォトモンタージュ等の資料を添付して下さい。また、希少動植物等がある場合は、調査結果および専門家の意見のみ添付して下さい。

5 提出部数について

最終的に正1部、副2部（出先事務所、市町照会用）の計3部必要です。県庁で

の補正終了後に市町に意見照会を行うことから、当初正1部、副1部の2部提出いただき、こちらからの指示があつてから市町意見照会用の副1部を提出して下さい。

6 森林審議会について

森林審議会は2～3ヶ月毎の開催を予定していますが、その具体的な開催予定日は森林保全課に問い合わせして下さい。

森林保全課での二次審査が終了すると、次に市町に意見照会を行います。これには2～3週間を必要とします。その後、すべての許可案件を森林審議会に諮問することとなりますが、そのための事前の調整にも相当の日数を必要とすることをご理解願います。

以上のことから、予想される審議会催時期に申請案件を諮問するためには、十分な余裕を持って申請する必要があることを留意願います。

なお、審議会の当日は申請者による概要説明を求めることとしています。

7 許可後について

許可後、台帳綴込と公安委員会への通知に必要なため、許可証受領時に位置図と土地利用計画図を2部提出願います。